

静岡県告示第488号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年6月30日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
国道	150号	御前崎市塩原新田字海山 1595番の78から 御前崎市合戸字東前 2039番の3まで	前	24.2~31.9	350.0
			後	25.0~33.0	350.0

=====

静岡県告示第489号

令和2年7月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年6月30日から2週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
国道	301号	湖西市大知波字川岸 1200番の5から 湖西市利木字北浦 7番の7まで	前	㊶ 7.2~28.6	270.5
				㊷ 13.6~28.6	223.6
			後	㊷ 13.6~23.6	223.6

備考 ㊶及び㊷は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。